

## 公益社団法人 日本食品科学工学会 国際交流委員会規程

公益社団法人日本食品科学工学会細則第13条及び第14条の規定に基づき、国際交流委員会規程を次のとおり定める。

### (委員会の構成)

第1条 本委員会は、会長から委嘱された7名以上15名以内の委員をもって構成する。第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第3条 委員長は、任期を終える委員会において次期委員長候補者を推薦し、理事会の議を経て、総会において決定する。

第4条 委員の互選により、副委員長1名を選任する。

第5条 補欠又は増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長の任務)

第6条 委員長は、会議を招集し、主宰する。

第7条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその任務を代行する。

### (委員会の所掌事項)

第8条 委員会は、次の事項について審議及び連絡調整を行う。

- (1) 国内外の大学、研究機関及び学術団体との国際学術交流に関する事項
- (2) 国際会議等の開催に関する事項
- (3) その他国際交流に関する重要事項

### (委員会の開催)

第9条 委員会は、原則として年2回開催する。

その他、必要があるときは、委員長が招集することができる。

第10条 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立し、多数決によって議決する。

### (幹事)

第11条 委員長は、委員の中から幹事若干名を指名する。

- 2 幹事は、委員長の指示に基づき、本会事務局と連携して、議案の作成及び整理等を行う。

### (附 則)

第12条 この規程に定められていない本委員会の運営に係わる事項は、その都度、委員会で決定する。第13条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

第14条 この規程は、平成26年11月11日から施行する。